

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター  
岐阜県ヘルスケア産業新ビジネス開拓支援事業  
令和4年度「販路開拓支援助成金」募集のご案内

助成事業の概要

1. 助成対象者

県内中小企業者、及びヘルスケア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担う県内に本社又は事業所を有する者等。ただし、「岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク」に登録している者に限る。

2. 助成対象事業等

助成対象事業	令和4年度内に実施される医療福祉関係の国内の展示商談会及び学会等併催展示会のうち、医療福祉機器(用具)等の出展により販路拡大が期待でき、交付決定日から令和5年2月末までに開催されるもの(オンラインによる展示会を含む。)に出展を行う事業
助成率	助成対象経費の2/3 以内
助成限度額	<上限> 400 千円

3. 助成対象経費

項目	内 訳
出展料	・展示会等(オンライン展示会を含む。)に出展するために必要な経費 ・小間の装飾費(展示会付属のレンタル装飾を利用する場合に限る。)、レンタル・リース代(出展期間中に会場で使用する机・イス等)、会場での光熱費等の経費
役務費	・展示物の輸送に要する経費(輸送に係る保険料を含む。)
印刷製本費	・展示会場での掲示や配布などPRのためのパネルやポスター、チラシ等の印刷物の作成に要する経費
委託費	・展示会出展に係る業務の一部(小間の装飾など)を外部委託するために要する経費 ・展示会場で上映するPR動画等の制作を外部委託するために要する経費
その他	・その他助成対象事業遂行に必要な経費で、理事長が認めたもの

4. 募集期間

令和4年5月9日(月) ~ 令和4年6月9日(木) ※当日17時までに書類必着

5. 応募方法

以下のホームページから申請書類をダウンロードしていただき、必要書類を添えて、持参又は郵送により、交付申請書を1部、下記提出先へ提出してください。

(交付申請書(第1号様式)については、これに併せて Word データも提出いただきます。)

※ 郵送の場合は書留又は簡易書留を推奨します。

※ 提出いただいた書類は返却しません。

【申請書ダウンロード:(公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ内こちらから→】



6. その他

予算の範囲内で交付決定を行いますので、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

## 主な助成条件

- ① 当該助成金の申請は、1企業、1申請に限ります。
- ② 助成対象事業者の条件
  - ・中小企業基本法第2条第1項各号に該当する会社及び個人事業主のうち、県内に本社又は事業所を有する者が、医療福祉機器(用具)等の販路開拓に積極的に取り組むこと、若しくはヘルスケア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担う県内に本社又は事業所を有する者が、国内展示商談会へ出展を行うこと。
  - ・国、県、並びに県の関係団体等から助成金を受ける事業は対象になりません。
  - ・岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、対象になりません。
  - ・国税、県税、市町村税(県民税)が未納の者は対象になりません。
- ③ 助成対象期間
  - ・助成対象期間は、交付決定の日(6月中旬から下旬の予定)から助成事業の完了日又は令和5年2月28日です。
- ④ 助成の対象とならない経費
  - ・振込手数料、消費税(地方消費税を含む。)、各種添付書類の発行手数料、助成金交付申請等の書類作成及び送付に係る費用その他不適切と認められた経費は助成対象外です。
- ⑤ 事業着手時期
  - ・交付申請書が提出され、助成金の交付決定が行われた後から、助成対象となる事業として実施することができます。(緊急性や必要性などやむを得ない事由により、助成金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手理由書を理事長に提出し、承認を得たときを除いて、交付決定以前の経費は助成金の対象とはなりません。また、事業実施期間後の経費は、助成金の対象になりません。)
- ⑥ 実績報告
  - ・助成対象事業が完了した場合は、関係する書類を添付した実績報告書を、事業完了後15日を経過した日、又は、令和5年2月28日のいずれか早い日までに提出していただきます。
- ⑦ 助成金の支払い
  - ・助成金の支払は、事業完了後の精算払とします。  
センターは、事業完了後、提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について助成金の額を確定した後、助成金額の確定通知を行います。その後、助成事業者が提出する交付請求書により、センターは助成金をお支払いします。
- ⑧ 事業状況等の報告
  - ・助成事業の終了の翌年度から1年間について、状況等報告書を提出していただきます。

### 【お問い合わせ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター技術振興部技術支援課(各務原支所)  
〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ 1 丁目 1 番地  
電子メールアドレス: ikou-renkei@gpc-gifu.or.jp